

## 離婚等の訴訟（人事訴訟）を提起予定の方へ

仙台家庭裁判所

### 1 訴状の作成方法

記載例（最高裁ホームページに掲載のもの）などを参考にして、訴状を作成してください。

### 2 管轄（訴状を提出する家庭裁判所）

管轄は一か所に限らず、次のとおり複数の管轄が定められています。訴状は、いずれの家庭裁判所にも提出することができます。

- (1) 原告又は被告の住所地を管轄する家庭裁判所（当該訴えに係る身分関係の当事者が普通裁判籍を有する地）
- (2) その死亡の時の住所地を管轄する家庭裁判所

なお、家事調停を経た場合には、当該家事調停を行った家庭裁判所が事件を管轄する場合があります。

### 3 訴訟費用

- (1) 訴えの提起手数料（収入印紙で納付してください。）

ア 離婚（親権者の指定を求める場合を含む）のみを求める場合

・・・・・・・・金1万3000円

イ 離婚と併せて附帯処分（財産分与、養育費等の子の監護に関する処分）

を求める場合・・・・・・・・上記アの外、各金1200円を合算した額

ウ 上記イと併せて慰謝料を求める場合

・・・・・・・・上記アの手数料と慰謝料請求に対する手数料とを比較して、多額の方に附帯処分に対する手数料を合算した額

例 離婚請求，財産分与と子2人の養育費に併せて慰謝料300万円の請求

（計算方法）

慰謝料300万円に対する手数料は2万円と離婚請求1万3000円を比較して多額の2万円に、附帯処分に対する手数料3600円を合算した額となる。

2万円（慰謝料請求に対する手数料）＋1200円（財産分与）＋1200円  
×2（子2人分の養育費）＝2万3600円

※ 調停不成立等の通知を受けた日から2週間以内に訴えを提起した場合には、調停申立ての際に収めた手数料に相当する額を控除することができます。

- (2) 郵便切手

「人事訴訟添付書類等一覧表」のとおり

### (3) 家事予納金

鑑定や証人尋問を実施する場合、その申請をされた方に、事前にその費用を納付してもらう場合があります。

## 4 書面の提出等

訴状その他の書面は、あなたの責任で提出していただくこととなります。

一般的な訴訟手続の流れは、あなた（原告）からの訴状の提出に始まり、相手方（被告）から答弁書が提出され、さらに、双方の主張を整理し争点を確定させるために準備書面の提出が行われます。その後、双方の主張を裏付けるための証拠調べ（書証及び人証など）などによって、最終的には、家庭裁判所が、当事者双方の主張及び証拠に基づいて判断することとなります。

したがって、家庭裁判所は中立的な立場として、一方のみに提出すべき書類の内容に関わる教示をすることはできません。

そのため、訴状及びその他の書面は、ご自分で内容を吟味の上、記載していただき、また主張書面や証拠の提出も、裁判所の指示ではなく、原則、あなたの判断で、必要に応じて行っていただきます。

調停事件で提出された資料等は、当然には裁判の資料とすることができません。必要ならば、改めて訴訟手続において提出していただく必要があります。

### 裁判所に書面を提出する際の注意事項

- 1 裁判所に提出する書面には、相手方（被告）に知られると支障のある住所や勤務先などの情報（以下「秘匿希望情報」という。）を記載しないでください。 提出する書面に秘匿希望情報が記載されている場合は、当該箇所をマスキング（黒塗り）したうえで提出してください。
- 2 住民票、源泉徴収票、確定申告書などを提出する場合は、個人番号（マイナンバー）の記載のない書類を提出してください。記載のある書類を提出せざるを得ない場合は、必ず個人番号（マイナンバー）部分をマスキング（黒塗り）してください。

ご自分で手続をするのが難しいと思われる場合には、弁護士を訴訟代理人に選任するかどうか検討してください。

なお、人事訴訟事件では、親族等が代理人になることはできません。

# 人事訴訟添付書類等一覧表

仙台家庭裁判所

訴訟（裁判）を提起される方は「**訴状**」と併せて次の書類等を提出してください。

なお、訴状及び準備書面などの書類（戸籍謄本（全部事項証明書）などの書証（証拠書類のこと）の写しを含む。）は、裁判所用（**正本**）と被告の人数分（**副本**）を加えた部数を裁判所に提出してください。

## 1 添付書類

### (1) 離婚事件

戸籍謄本（全部事項証明書）（認証日が訴状提出日から3か月以内のもの。当事者双方又は一方が外国人の場合には、住民票の写し）

#### 書証について

早期解決を図るため、訴状と一緒に、できるだけ次の書類も併せて提出してください。なお、同時提出が困難な場合は、できるだけ早い段階で提出できるよう準備しておいてください。

ア 夫婦共有財産に関する書証（財産分与を請求する場合）

（例）不動産登記簿謄本（登記事項証明書）（認証日が訴状提出日から3か月以内のもの）及び固定資産評価額証明書、預金通帳の写し、残高証明書

イ 原告、被告の収入等に関する書証（養育費を請求する場合）

（例）源泉徴収票の写し、給与明細書の写し、確定申告書の写し、年金証明書の写し

※これらは、あくまで参考に例示しただけですので、限定するものではありません。

### (2) 実親子関係訴訟（親子関係不存在確認事件、認知事件など）

戸籍謄本（全部事項証明書）（原告、被告）、母子手帳写し

### (3) 婚姻関係訴訟（離婚事件を除く）及び養子縁組関係訴訟

ア 離縁など、身分関係に係る全事件について、当事者双方の戸籍謄本（全部事項証明書）

イ 婚姻、協議離婚などの無効、又は取消を求める事件について、各届出の記載事項証明書

上記(2)、(3)の各種事件及び人事訴訟に係る請求原因である事実によって生じた損害賠償事件についても、上記(1)の「書証について」で参考として例示した書類のように、必要と思われる書証は、訴状提出時又はできるだけ早い段階で提出できるよう準備しておいてください。なお、家事調停不成立時に、争点及び合意事項が不成立調書に記載された場合は、別途、不成立調書謄本を提出してください。

## 2 郵便切手

- (1) 当事者が原告及び被告各1名の場合・・・7000円分  
(内訳) 1000円×2枚, 500円×6枚, 100円×10枚, 84円×5枚,  
50円×2枚, 20円×15枚, 10円×10枚, 5円×10枚, 2円  
×10枚, 1円×10枚
- (2) 当事者が1名増える毎に2168円分を加算  
(内訳) 500円×4枚, 84円×2枚
- 3 他庁で調停が不成立となり, 2週間以内に訴えを提起し, かつ調停申立手数料額を訴え  
手数料の額に流用する場合には, **調停不成立証明書**の提出が必要となります。

#### 裁判所に書面を提出する際の注意事項

- 1 裁判所に提出する書面には, 相手方(被告)に知られると支障のある住所や勤務先などの情報(以下「秘匿希望情報」という。)を記載しないでください。 提出する書面に秘匿希望情報が記載されている場合は, 当該箇所をマスキング(黒塗り)したうえで提出してください。
- 2 住民票, 源泉徴収票, 確定申告書などを提出する場合は, 個人番号(マイナンバー)の記載のない書類を提出してください。記載のある書類を提出せざるを得ない場合は, 必ず個人番号(マイナンバー)部分をマスキング(黒塗り)してください。